

上尾市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月24日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第61号

上尾市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 上尾市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年上尾市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「100分の121.5以上100分の205」を「100分の117.5を超え100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の102.5を超え100分の121.5未満」を「100分の107.5を超え100分の117.5以下」に改め、同項第3号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第4号中「100分の102.5未満」を「100分の97.5以下」に改める。

第14条の2第1項第1号中「100分の48.75超」を「100分の61.25以下」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改め、同項第3号中「100分の48.75未満」を「100分の41.25以下」に改める。

第2条 上尾市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「100分の117.5を超え100分の127.5」を「100分の115を超え100分の125」に改め、同項第2号中「100分の107.5を超え100分の117.5」を「100分の105を超え100分の115」に改め、同項第3号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第4号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

第14条の2第1項第1号中「100分の61.25」を「100分の60」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改め、同項第3号中「100分の41.25」を「100分の4

0」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の上尾市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第14条第1項及び第14条の2第1項の規定は、令和6年12月1日から適用する。